

## 第4章 良好な風景づくりに関する方針

### 4-1. 風景づくりの基本理念

本計画の基本理念は以下に示すとおりです。

糸満人の誇りとともに  
**ひかり・みどり・いのり**  
をつなぐ風景づくり

旧暦を重んじ、ゆったりと流れる糸満の時間と風景は、自然の恵みを生み、糸満人を育て、豊かな環境を守ってきた先人たちからの贈り物であり、現代や未来の市民にとってかけがえのない財産です。この「風景づくり計画」にもとづいて、糸満市ならではの風景を着実に「気づき、まもり、つくり、そだて、いかす」ことにより、市民の誰もが住み続けたい、訪れる人にとっては何度でも訪れたいようなまちづくりを目指し、「糸満人の誇りとともに一ひかり（活性化）、みどり（環境）、いのり（平和・文化）をつなぐ風景づくり」を実現していきます。

**【ひかりをつなぐ】果てしない希望を抱き活性化につなぐ風景づくり**

**【みどりをつなぐ】自然を守り健康で快適な環境の維持へつなぐ風景づくり**

**【いのりをつなぐ】平和を願い、伝統文化を重んじる人と人がつなぐ風景づくり**



## 4-2. 基本方針

本計画の基本方針は以下に示すとおりです。

### 方針1：風景に気づく

#### 糸満市の風景の再認識

- 風景は時間の流れやそこで生活する市民の方々の暮らし方、そこを訪れる人々の過ごし方といった様々な要因によって変化していくことを、風景づくりの前提として、市民、事業者、行政の共通認識とします。
- 基本理念を実現していくためには、人々が風景に対する良さに「気づき」、風景づくりへの様々な取り組みに参画する素地を作っていくことが必要です。
- そのためには、糸満市の誇る風景の良さや問題点を市民の方々が普段の暮らしの中で気づく機会をつくり、風景に対する関心や意識を高めていきます。

### 方針2：風景を守る

#### 糸満市の風景の保全

- 先人たちが大切にしてきた水と緑豊かな自然、悠久の歴史と文化、平和への祈りの聖地、農漁業から展開する産業、そして地域における生活環境など、糸満人が誇る風景を支えている様々な要素を保全します。
- 島尻地域特有の石灰岩台地や美しくかつ豊かな海などの自然の風景においては、そのものだけでなく周辺の環境を含めて一体として捉え、市街地や海へ、また周辺から斜面緑地への眺望や風景を守ります。
- 旧暦文化の中で地域によって継承されてきた伝統行事や風習なども糸満市ならではの風景を構成する要素と捉え、地域ぐるみでそれらを支えていく価値観を共有できる仕組みを再構築し、地域の自然と歴史的環境を保全します。
- 祈りの場である戦跡の風景は、糸満市のみならず国民が共有すべき貴重な風景として適切な保全を図っていきます。
- 市民から親しみ愛された建造物や樹木は、風景づくりを考えていく上で重要な要素であり、今後保全・活用の方針を定めるとともに必要に応じて「景観重要建造物」及び「景観重要樹木」の指定を検討します。

### 方針3：風景をつくる

#### 糸満らしい風景との調和

- 住みたくなる、訪れたくなるまちを目指していくために、全市域を対象に守るべき緩やかなルールを定め、糸満らしい風景を誘導します。
- 風景に大きな影響を与える大規模な建築や工作物の設置、開発行為などについては、既存の風景との調和を図っていくために守るべき景観形成基準を設け、きめ細かく誘導します。
- 受け継がれてきた自然環境を背景に、市内各地域に固有の暮らしの姿、生活の快適性を求める視点を生かし、地域になじみ親しみやすい風景デザインを導入します。

- 海岸、河川、道路などについて、自然や歴史に配慮した整備を展開していくことで公共の空間を演出・活用します。
- 公共施設の整備については、糸満市の風景づくりにおけるリーディングプロジェクトとなるように取り組みます。

**方針4:風景をそだてる****糸満市の風景づくり活動の育成**

- 風景づくりへの市民の理解を深め、風景を活用したまちづくりの推進拡大を目指し、地域の活性化に役立てていく意識と意欲を育てます。
- 心豊かに風景を楽しむための市民感覚を取り入れた風景関連のイベントなど、地域の魅力を再発見する取り組みを進めます。
- 市のホームページや広報誌などを活用し、情報発信を行うとともに風景づくりに関するワークショップなどを積極的に開催し、意識の共有を図ります。
- 学校教育や生涯学習と連携し、次世代への意識の継承に取り組みます。
- 風景づくりに貢献する市民活動を促進する仕組みをつくります。
- 風景づくりの担い手の育成に取り組みます。

**方針5:風景をいかす****風景づくりによる地域振興・活性化への展開**

- 市民の風景まちづくりへの理解を深め、風景を活用したまちづくりの推進拡大を目指します。その中で、先導的役割を担う地区を指定し、積極的な推進を図っていきます。
- 字糸満地区については、新しいにぎわいと伝統的に受け継がれてきた街なみとの調和を図りながら、本市の顔として風格とにぎわいのあるまちづくりを推進します。
- 風景づくりを農漁業や商工業に関連したブランド価値を高める取り組みにつなぎ、地域の産業発展とともに風景づくりの意味を強調していきます。
- また訪れたいまちとなるよう、来訪者を感動させる糸満市の風景を観光振興策と一体となった取り組みを具体的に展開していきます。

### 4-3. 類型ごとの景観形成方針

本市の風景は、市街地、集落、農地、緑地などの土地利用の状況からもその特性を類型化することができます。ここでは、風景づくりの区域を6つの土地利用特性で区分し、それぞれの風景づくりの方向性を示しました。

市民、事業者、行政が風景づくりに関わる取り組みを行う際には、4-5で示すエリア別の方針だけでなく、類型別方針に該当する風景づくりの方向性についても配慮することが求められます。

#### ①斜面緑地

- 斜面緑地のまとまった緑は、貴重な自然の風景として保全し育てていきます。
- 斜面緑地の中に所在する戦跡や貝塚、グスク跡などの史跡を含めて、総合的な視点での風景の保全を図ります。

#### ②海岸

- 自然海岸や全面に広がるイノー（礁池）は、本市の貴重な財産として今ある風景の保全を図ります。
- 生活環境から海へのつながりを意識し生活空間における環境配慮に努めることで、海の環境の保全を図ります。
- 水際線におけるエコトーンの保全及び創出に努め、多くの生きものの生息環境に配慮した風景づくりを行います。

#### ③河川

- 緑と水の美しい河川の風景を育て、市民の共有財産として保全を図ります。
- 生活環境から河川へのつながりを意識し生活空間における環境配慮に努めることで、河川の環境の保全を図ります。
- 水際線におけるエコトーンの保全及び創出に努め、多くの生きものの生息環境に配慮した風景づくりを行います。

#### ④農地

- 農地の適切な維持管理により、伝統的な農村風景の保全を図ります。
- 農業施設などの建設に際しては、現状の農村風景との調和に配慮したものとします。

#### ⑤既存集落

- 集落ごとの形成の歴史、固有の文化やなりわいなどに配慮し、建築物などの高さ・形態・敷地内緑化などに関する規制・誘導により、伝統的な集落の風景を保全します。また必要に応じて、最低敷地面積の基準を検討します。
- 地域住民から親しみ愛された建造物や樹木は風景づくりを考えていく上で重要な要素であり、今後保全・活用の方針を定めるとともに必要に応じて「景観重要建造物」及び「景観重要樹木」の指定を検討します。

#### ⑥市街地

- 建築物などの形態などに関する規制・誘導や、風景に調和する屋外広告物の大きさや色の規制などにより、賑わいのある市街地の風景を創出します。
- 敷地内緑化や街路樹の整備などを連携させ、潤いのある市街地の風景を創出します。

### 4-4. 骨格ごとの景観形成方針

本市の風景には、主要な眺望点やまとまった緑、史跡など、本市の風景を骨格づける資源が存在します。ここでは、本市の風景を代表する拠点、広域に連なる資源（軸）となるような資源を風景の骨格として位置づけ、それらの風景づくりの方向性について示します。

市民、事業者、行政が骨格ごとの方針に位置づけられた風景資源に対して、影響を与えると想定される取り組みを実施する際は、既存の優れた風景との調和に配慮することが求められます。

#### （１）拠点ごとの景観形成方針

##### ①糸満漁港と周辺

- 護岸などの漁港施設の整備については、風景に配慮するとともに親水性の高いデザインとします。
- 公設市場の整備と連携し、市民、事業者、行政などの協働による取り組みによって魅力的な拠点形成を図っていきます。

##### ②南山城跡と周辺

- 南山城跡の適切な保全・管理などを行いつつ、魅力的な拠点形成を図っていきます。
- 史跡地周辺の地域特性に応じた建築物などの高さ・形態・配置などの規制・誘導により、史跡地としての良好な風景の保全を図っていきます。
- 周辺環境と一体となった史跡地の風景の創出を図り、本市における観光の重要拠点として活用を図ります。

##### ③具志川城跡と周辺

- 具志川城跡の適切な保全・管理などを行いつつ、魅力的な拠点形成を図っていきます。
- 公開活用に向けたガイダンス施設などの整備に際しては、建築物などの高さ・形態・配置などの規制・誘導により、史跡地としての良好な風景の保全を図っていきます。
- 周辺環境と一体となった史跡地の風景の創出を図り、本市における観光の重要拠点として活用を図ります。

#### ④ひめゆりの塔と周辺

- 戦跡周辺の地域特性に応じた建築物などの高さ・形態・配置などの規制・誘導により、良好な戦跡の風景の保全を図っていきます。
- 戦跡周辺の地域特性に応じた屋外広告物の規制・誘導により、良好な戦跡の風景の保全を図っていきます。
- 慰霊塔・碑などの現状把握に努め、適切な維持管理による保全施策の検討を行います。
- 米須集落においては、集落形態の保存などこれまで地域が取り組んできた“村丸ごと生活博物館”の取り組みを発展継続させながら、沖縄まちなみミュージアムとしての認定に向けて風景づくりに取り組んでいきます。

#### ⑤平和祈念公園と周辺

- 戦跡周辺の地域特性に応じた建築物などの高さ・形態・配置などの規制・誘導により、良好な戦跡の風景の保全を図っていきます。
- 戦跡周辺の地域特性に応じた屋外広告物の規制・誘導により、良好な戦跡の風景の保全を図っていきます。
- 慰霊塔・碑などの現状把握に努め、適切な維持管理による保全施策の検討を行います。

### (2) 軸ごとの景観形成方針

#### ①道路軸

- 主要な幹線道路沿道については、安全性の確保と同時に糸満市への来訪者を受け入れるための顔となる沿道の風景づくりを行います。
- 商業施設などについては、積極的な緑化により潤いのある沿道の風景づくりを行います。
- 屋外広告物については、色彩や意匠の誘導により良好な沿道の風景づくりを行います。
- 計画的な街路樹の選定や適切な維持管理によって、美しい沿道の風景づくりを行います。



## ②河川軸

- 報得川沿いについては、潤いのある風景を支えてきた水辺環境として適切な風景づくりを行います。
- 豊かな動植物との共生を図りながら、エコトーンの保全及び創出を図ります。



## ③海岸軸

- 天然記念物に指定されている喜屋武海岸や荒崎海岸、海岸線に沿って広がるイノー（礁池）、名城ビーチの美しい砂浜など、変化に富む海岸線が織りなす美しい海岸の風景を保全します。また、隣接する自治体との連携により広域的な風景の保全に取り組みます。
- 美しい海岸風景を演出するため、道路などの公共空間や建築物などを適正に誘導します。
- 豊かな動植物との共生を図りながら、エコトーンの保全及び創出を図ります。



## ④斜面緑地軸

- 糸満市の風景の骨格である与座岳や連続する斜面緑地が描く緑の稜線の保全を図ります。
- 豊かな動植物との共生を図りながら、生息域としての環境保全を図ります。

## 4-5. エリアの景観形成方針

糸満市の地域特性を活かした風景づくりを行っていくために、エリアごとの景観形成方針を定めます。

### 市街地エリア(字糸満エリアを除く)

- ・土地の高度利用を図りながら、市内に点在する視点場から海への眺望、また斜面緑地への眺望に配慮した風景づくりを行います。
- ・国道 331 号沿線や西崎(町)地区などの中心市街地においては、商業地としての賑わいや明るさを大事にし、中心市街地の顔としての風景づくりを行います。
- ・工場地内やその周辺では、周辺地域との調和に配慮したデザインや色彩を採用し、落ち着いた色彩のフェンスや植栽などにより敷地境界部での風景づくりを推進します。
- ・市街地に残された緑や水辺といった自然環境の保全と創出を推進し、うるおいのある風景づくりを行います。
- ・潮崎地区や南浜地区、武富地区などの新しい住宅地においては、周辺の自然景観との調和に配慮した風景づくりを行います。



### 字糸満エリア(重点地区を除く)

- ・市内に点在する視点場から海への眺望、また斜面緑地への眺望に配慮した風景づくりを行います。
- ・敷地内の緑や点在する緑地の保全活用と道路修景の推進により、良好な住宅地の風景づくりを行います。
- ・マチグラーを中心とした商業地区においては、今後の活性化事業と併せて商業地としてのにぎわいを創出するための風景づくりを行います。
- ・スージグラーが残る地区については、都市基盤整備や防災まちづくりと併せた風景づくりを行います。



### 東部エリア

- ・集落内に残されたヒンプンや石積み、カーなどの歴史資源をはじめとして、これらの伝統的な集落形態と生活様式を保全していくための風景づくりを行います。
- ・集落と農地のつながりを活かし、これらを一体的に保全していくための風景づくりを行います。
- ・豊見城市に隣接する北部においては、市街化の進展に対して、周辺の自然環境や既存集落との調和に配慮した風景づくりを行います。
- ・高台に位置する視点場からの海や農地、また斜面緑地の稜線への豊かな眺望を保全していくための風景づくりを行います。
- ・主要な幹線道路については、安全性の確保と同時に糸満市への来訪者を受け入れるための顔となる沿道の風景づくりを行います。



### 南部エリア(重点地区を除く)

- ・集落内に残されたヒンプンや石積み、カーなどの歴史資源をはじめとして、これらの伝統的な集落形態と生活様式を保全していくための風景づくりを行います。
- ・集落と農地のつながりを活かし、これらを一体的に保全していくための風景づくりを行います。
- ・高台に位置する視点場からの海や農地、また斜面緑地の稜線への豊かな眺望を保全していくための風景づくりを行います。
- ・東シナ海と太平洋に面する特徴的な海岸線と、そこに広がる豊かな自然環境を保全していくための風景づくりを行います。
- ・ひめゆりの塔や平和祈念公園周辺においては、屋外広告物の色彩や意匠の誘導により、戦跡にふさわしい風景づくりを行います。



## 4-6. 重点地区の景観形成方針

### (1) 糸満景観形成重点地区（ジョーグラー景観形成重点地区、国道331号沿道景観形成重点地区）

#### ① 糸満景観形成重点地区の風景づくりのテーマ

糸満景観形成重点地区では、糸満らしさを印象付け本市の風景づくりを先導していくために風景づくりのテーマを定めます（右図）。

糸満景観形成重点地区には、糸満らしさを象徴する歴史・文化と、それを受け継いできた人々の暮らしがありました。それらはすべて海（港）を中心に培われまとまりのある一つの風景となっていました。しかし、近年の漁業をとりまく環境の変化や、地域コミュニティまたはライフスタイルの変容などにより、海とまちとの密接な関係性は徐々に薄れつつあります。その中で、かつてのにぎわいは影をひそめ、海との一体的な風景が一部では失われてきました。

そこで、これからの糸満景観形成重点地区の風景づくりでは海とのつながりを再び取り戻し、人々の賑わいと糸満らしさを象徴する風格のあるまちを目指していきます。



海（港）とともに歴史・文化があり  
歴史・文化とともに生活があり  
生活とともに観光・商業がある

歩いて実感できる「海とつながっているまち」の魅力

海とのつながりを取り戻し、賑わいをつくり  
風格を増していくまちづくり

図：糸満景観形成重点地区の風景づくりのテーマ

#### ② 糸満景観形成重点地区の景観形成方針

糸満景観形成重点地区は、糸満らしさを印象付け本市の風景づくりを先導していくために、糸満景観形成重点地区の景観形成方針を定めます。

#### 市街地エリア：ジョーグラー景観形成重点地区

- ・歴史や文化を色濃く残すジョーグラーやカーを活かしながらも、伝統と生活の豊かさが共に享受できるまちを創っていきます。
- ・山巔毛から見える漁港やハーレーの旗振りなど、海との関係性の上に築かれてきた風景を守っていくために、建築物の高さなどを適正に誘導します。
- ・ハーレーや大綱引きの背景にふさわしい街なみを創出するための風景づくりを行います。
- ・赤瓦の連なる字糸満の伝統的な街なみの創出を図ります。



### 市街地エリア:国道 331 号沿道景観形成重点地区

- ・糸満市の新しい顔として市全体の今後の風景を先導する沿道の風景づくりを行います。
- ・沿道に潤いを与えるための緑化を推進し、公共空間と民有地が一体となった風景づくりを行います。
- ・糸満市の玄関口として、県内で唯一残されたロータリーを中心とした顔づくりを行い、人が行き交うにぎわいを創出するための風景づくりを行います。
- ・山巔毛から見える漁港やハーレーの旗振りなど、海との関係性の上に築かれてきた風景を守っていくために、道路などの公共空間や建築物の高さなどを適正に誘導します。
- ・白銀堂をはじめとした歴史的な風景との調和を図ります。
- ・赤瓦の連なる字糸満の伝統的な街なみの創出を図ります。
- ・電線類の地中化により整然とした街なみの創出を図ります。



### ③糸満景観形成重点地区の将来イメージ

糸満景観形成重点地区の将来イメージを以下に示します。

#### ■ジョーグワー周辺



■国道 331 号沿道



■糸満景観形成重点地区およびその周辺



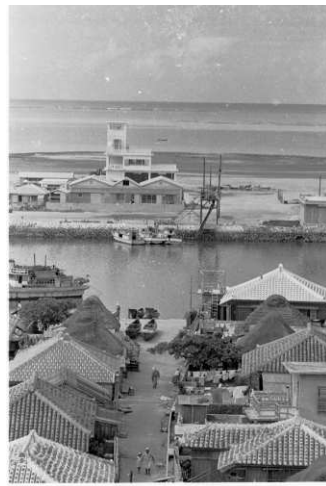
#### ④糸満景観形成重点地区の目指す風景

糸満景観形成重点地区の景観について、作家司馬遼太郎は著書の中で次のように記しています。

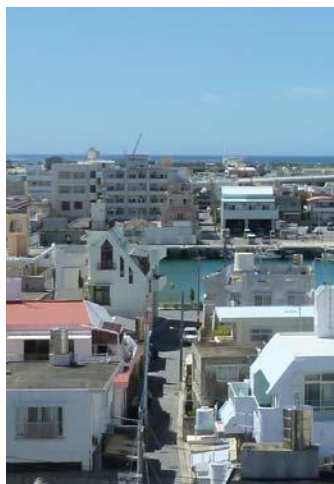
「糸満という、日本でもっとも個性的な漁港に來ながら、港や船よりも陸の家屋群に氣を取られているようだった。例の赤レンガ色の瓦を太いシッケイでとめた屋根が、小路をのぞくと、ずっとむこうまでならんでいる。その赤い琉球屋根が、沖縄本島のどの村や町のそれよりも、ここでは海の青さのせいか、ずっと美しくみえる。」（沖縄・先島への道「街道をゆく6」司馬遼太郎、1978年 より）

糸満景観形成重点地区においては、このように司馬遼太郎が沖縄の中で一番美しいと評したかつての赤瓦の屋根が並ぶ風景の再生を目指していきます。

写真：かつての糸満景観形成重点地区の様子  
（左：1958年、右：1960年代、撮影：東風平朝正氏）



現在の糸満景観形成重点地区の様子

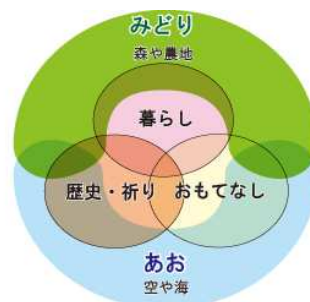


## (2) 米須集落景観形成重点地区

### ① 米須集落景観形成重点地区の風景づくりのテーマ

米須集落景観形成重点地区の歴史は古く、現在も伝統行事やコミュニティのつながりなどが比較的強く残っています。また、海岸から米須グスクへとつながる地形、森の緑と海の青、集落の建物が織りなすコントラストが集落の風景の魅力となっています。しかし、近年ではライフスタイルの変化や若い世代におけるコミュニティ意識の希薄化により、風景の変容や継承、緑の減少、歴史資源の消失などが心配され始めています。

そこで、これからの米須集落の風景づくりでは、その風景の価値をしっかりと確認し、守り育み、次世代へ継承する取り組みを行うことで、米須らしい風景の保全を目指していきます。



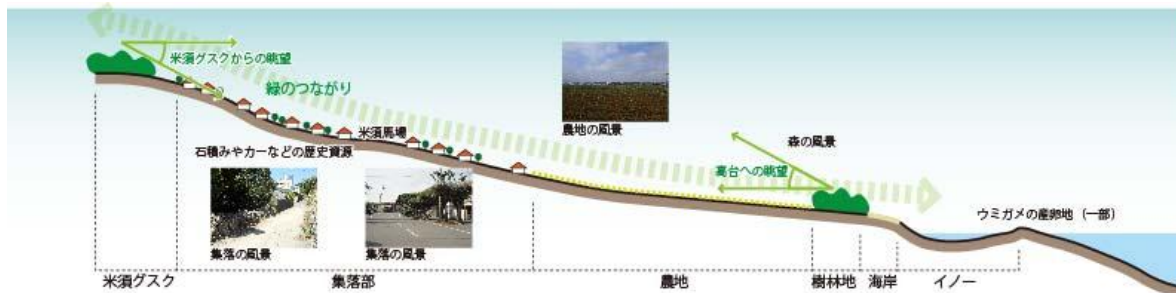
森の緑と海の青、集落のコントラストが魅せる風景と地域の中でのつながり

様々なつながりと風景を守っていく

“みどり”と“あお”に育まれた集落の魅力を守り、つないでいく風景づくり

図：米須集落景観形成重点地区の風景づくりのテーマ

### ■断面イメージ



### ② 米須集落景観形成重点地区の景観形成方針

米須地区では、本市を代表する優れた景観を次世代へ継承するため、米須地区の景観形成方針を定めます。

#### 南部エリア：米須集落景観形成重点地区

- ・米須グスクから海へとつながる緩やかな地形と緑のつながりが織りなす豊かな風景を守るとともに集落内の緑化を推進し、緑が映えるまちを創っていきます。
- ・米須馬場をはじめとして、地域に大切にされてきたコミュニティスペースを保全継承し、必要に応じて修景を行い、米須を愛する地域の想いを次の世代へと継承していきます。
- ・人材育成や地域の自主活動の促進を通じて米須の風景づくりを推進します。
- ・集落と農地が形づくる良好な風景を保全していくために、建築物の高さや意匠などを適正に誘導します。

- ・将来的に国道や県道沿いにおいて建設が予想される商業施設や屋外広告物等についても対応を図っていきます。
- ・地区の共有財産である米須グスクや米須貝塚、アジ道、宿道、カーなどの歴史資源の保全活用を図っていきます。
- ・集落内の風景の基盤となる樹木や石積み等については保全を図るとともに、新たに整備する場合は既存の風景との調和を図っていきます。
- ・慰霊塔やガマなどの戦争の歴史を刻む遺産についても、その周辺環境を含めた風景の保全を図っていきます。
- ・樹林地や砂浜、イノー（礁池）などの自然環境を保全し、生き物を育む風景を守っていきます。
- ・ゴミなどの投棄を減らすために、来訪者の意識向上を図っていきます。



### ③米須集落景観形成重点地区の将来イメージ

米須集落景観形成重点地区の将来イメージを以下に示します。

#### ■米須集落内



#### ■国道 331 号及び県道奥武山米須線沿道

